

さいたま市南区告示第2号

自動車臨時運行許可に関する規則（平成13年5月1日規則第152号）第5条の規定により、次のとおり番号標の失効をしたので、同条の規定により告示する。

令和7年 6月 2日

さいたま市 南区長 清宮 保之

- 1 番号標番号 大宮 29 - 35 さいたま
- 2 失効日 令和7年 6月 2日

南区役所区民生活部区民課
告示期間の期限日（6月16日まで）